

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：15401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01250

研究課題名（和文）日米比較研究による公法解釈方法と公法教育方法論の架橋の試み

研究課題名（英文）An Attempt to Bridge Public Law Interpretation Methodology and Public Law Education Methodology Through Comparative Research in Japan and the United States

研究代表者

福永 実（Minoru, Fukunaga）

広島大学・人間社会科学研究科（法）・教授

研究者番号：10386526

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、特に行政機関が行う行政法解釈、即ち行政解釈の方法論について、アメリカ法における議論の諸相を検討し、次に、我が国での行政解釈方法論について検討を行った。

アメリカでは、裁判所の「行政法」解釈方法論以外に、近年、公法学者の一部で「行政解釈方法論」についての議論の集積が見られる。そこでは、解釈者を裁判官ではなく行政機関に措定した場合の制度論的相違に軸足を置く制度論モデルが主流の議論である。そこでは、司法解釈方法論でなされるような規範論的正当性にまで議論は及んでいないが、本研究は、個別の行政解釈方法論は、いずれも制度論のみならず規範論的に跡づける余地を見出した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、アメリカにおける行政機関の法解釈方法論の検討を踏まえて、我が国の行政解釈方法論について検討を行うことができた。司法解釈方法論の場合と異なり、行政解釈方法論の固有の構成の可能性として制度論と行政統制論の観点を加味することを指摘した。また具体的な方法論として、主観的解釈を原則としつつ客観的解釈に移行する場合の説明責任を政治部門に課すとの試案を示した。このような行政解釈方法論には、裁判所の行政法解釈方法論を検討する比較実験の場を提供できる点に大きな研究上の成果がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, I examined the various aspects of the debate in American law, especially regarding the interpretation of administrative law by administrative agencies, that is, the methodology of administrative interpretation. Next, I examined the methodology of administrative interpretation in Japan.

In the United States, in addition to the "administrative law" interpretation methodology of the courts, there has been an accumulation of discussions on "administrative interpretation methodology" among some public law scholars in recent years. The main discussion there is the institutional model, which focuses on the institutional difference when the interpreter is assumed to be an administrative agency rather than a judge. Although the discussion does not extend to normative legitimacy, as is the case with judicial interpretation methodologies, this study finds that individual administrative interpretation methodologies have not only institutional theory but also normative theory.

研究分野：行政法

キーワード：制定法解釈

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、「日米比較研究による公法解釈方法と公法教育方法論の架橋の試み」と題するものである。法曹養成がロースクールにより担われるようになって10年余、学生を真の法律家に育て上げるためには判例のケースメソッド教育のみならず、その影に隠れた制定法解釈方法論の教育が必要である。日本がモデルとしたアメリカのロースクールでは、現在、制定法と行政法の融合教育が進んでおり、日本での公法カリキュラム改革に参考になる。更に、これを導く新たな解釈理論の存在も意識されなくてはならない。

### 2. 研究の目的

そこで本研究は公法解釈方法に焦点を絞り、日本での現況と問題点の所在分析を踏まえ、比較法としてアメリカを措定し、日米比較研究によって我が国公法学での解釈方法論の思想と今後の発展可能性を考えつつ、この分析を踏まえて公法教育の改善点の視座をも得ることを目途とした。

具体的には第一に、わが国の裁判実務における立法経緯を利用した解釈動向を、膨大な判例分析を元にしてその起源あるいは傾向変化の時点を特定した上で、その要因をまずは探索すること、第二に、比較の視座を得るために、アメリカでの行政法解釈論の動向分析を行った。

本研究では、特に後者の分析を重点的に行うこととなった。その背景について、以下説明する。近年、我が国の行政法学では行政法解釈方法論への関心が高まりつつある。ただ、そこでの「行政法解釈」の対象は裁判所が行う行政法解釈、即ち司法解釈(judicial statutory interpretation)に向けられている。しかし、行政法を解釈するのは裁判所だけではない。多くの場合、個別行政法を最初に解釈するのは行政機関である。従って、行政解釈は司法解釈に先行する。もちろん、司法解釈が行政解釈に法的に拘束されることはないが、時間的に先行する行政解釈が後続の司法解釈に事実上の影響(例えば行政解釈の尊重)を及ぼす可能性は否定できない。また、そもそも行政解釈は紛争事案にならなければ司法審査を受けることはないから、違法性が確定する時点まで行政解釈は事実上の影響力を持ち続ける。

このような行政解釈について、これまで我が国の行政法学では、司法解釈が行政解釈から受け得る影響の度合いについて裁判例の実証研究の必要性が説かれてきたほか、通達事項と法律事項の区別基準、行政解釈の司法統制といったテーマが議論されてきたが、そもそも行政解釈がどのような方法で形成されるべきか、といった前提問題には関心が寄せられてこなかった。その背景には、行政解釈は裁判所が違法と判断すれば覆される暫定的存在であり、焦点は司法解釈方法論に振り向けるべきとの学問的合理性のほかに、そもそも行政解釈の方法は司法解釈の方法と同種である、との暗黙の措定があったように思われる。しかしこの点は必ずしも自明ではない。そこで本研究では、行政機関による行政法解釈はどのような方法でなされるべきか、裁判所による行政法解釈と異なるのか、と問題を設定して検討を行ったのである。

### 3. 研究の方法

初年度は、第一の、わが国の裁判実務における立法経緯を利用した解釈動向を探索することに傾注した。特に東京地判平成29年4月21日判時2349号3頁、及び最判平成29年12月18日民集71巻10号2364頁について研究報告をする機会を得て、研究会にて報告を行い、参加者からの知見も得ることができた。

翌年度からは、行政機関が行う行政法解釈、即ち行政解釈(agency statutory interpretation)の方法論について、アメリカ法における議論の諸相を検討した。具体的には、Chevron判決を契機として、司法部と行政機関の制定法解釈の性質の相違を明らかにしたStrauss及びMashawの議論を概観し、次に行政解釈方法論が司法解釈方法論とは独立して成立し得るかをめぐるMashawとPierce間の論争を整理し、最後に行政解釈の司法独立モデルを実証面から補強する、WalkerとShobeらによる行政機関による立法過程研究を整理した。次いで、政府三部門による行政機関の統制手法を整理し、行政解釈の周辺環境を確認した上で、アメリカ行政法学説で提示されている個別の行政解釈方法論(インテンショナルリズム、パーポズィビズム、ニュー・テクスチュアリズム、ダイナミズム)を、制度論及び規範論による正当化の可否、解釈機能、解釈目標、見出される諸課題の視点から横断的に検証した。

### 4. 研究成果

研究成果としては、

福永実「アメリカにおける行政解釈方法論(1)」*広島法学* 44巻1号(2020年)29-60頁

福永実「アメリカにおける行政解釈方法論(2・完)」*広島法学* 44巻2号(2020年)53-86頁

福永実「行政解釈の方法-序論的考察」*行政法研究* 38号(2021年)73-97頁

を公刊することができた。以下、その概要について説明する。

まずアメリカ公法学説における論議を整理すると次の通りであった(福永実「アメリカにおける行政解釈方法論(1)」*広島法学* 44巻1号(2020年)29-60頁、福永実「アメリカにおける

政解釈方法論(2・完)』広島法学 44 巻 2 号(2020 年)53 - 86 頁)。アメリカではここ 30 年ほど、多様な法分野の学者によって制定法解釈方法論が盛んに議論されているが、裁判所の「行政法」解釈方法論については(Chevron 法理分析を除き)目立った議論はない。しかし近年、公法学者の一部で「行政解釈方法論」についての議論の集積が見られる。学説上では、解釈者を裁判官ではなく行政機関に措定した場合の制度論的相違に軸足を置く制度論モデルが主流の議論である。

確かに、従来の制定法解釈論は解釈者を裁判官に措定し、必ずしも行政機関を念頭に置くものではなかった。行政法学も行政法解釈者を裁判官に措定し、行政解釈の方法論が司法解釈方法論と同一であることを当然視してきたように思われる。しかし制度論の視点によれば、裁判官には適当ではない制定法解釈方法論であっても、行政機関には適切な方法論であることがあり得る。実際アメリカでは、行政機関が裁判官とはどのように異なる制度論的特性を有するかという視点から、行政解釈方法論の優劣を議論するのが主流である。またそこでは、司法解釈方法論でなされるような規範論的正当性にまで議論は及んでいないが、筆者の整理分析によれば、インテンションナリズム以下個別の行政解釈方法論は、いずれも制度論のみならず規範論的に跡づける余地が見出され、そこからは、司法解釈方法論とは異なる行政解釈方法論の固有の目標が垣間見えるように思われた。

即ち、従来の制定法解釈論の中心テーマは、民主政の下で制定法解釈を行う司法府の正統性の基礎付けであり、またその制定法解釈の「民主政的正しさ」を確保する仕方であった。行政解釈方法論でも司法解釈方法論と同じ目標は共有されるが、これとは別に、行政機関統制の視座から理論構築を図る余地が見出される。行政解釈の統制主体を原初の立法者と想定すれば、行政解釈の方法はインテンションナリズム又はパーポズィビズムに、現在の立法者又は執行部(大統領)による統制をより重視すれば、テクスチュアリズム又はダイナミズムと親和的となる。「裁判所の行政法解釈方法論」以外に「行政機関の行政解釈方法論」という項目が成立するとした場合、彼我の統治構造の相違には十分に注意を払いながらも、我が国の行政法学が行政解釈方法論の基礎理論の示唆を求める上で、アメリカの議論から学ぶことも多いように思われた。

次に、上記の過程で得た分析枠組みを参考に、我が国での行政解釈方法論の課題と展望について検討を行った(福永実「行政解釈の方法 - 序論的考察」行政法研究 38 号(2021 年)73 - 97 頁)。まず、そもそも行政解釈方法論が司法解釈方法論とは別に成立する余地があるのか、という同論の基本論点について肯定の結論を示した上で、我が国でこれまで指摘されることがあった行政解釈の方法論(林修三・渡辺洋三・田中二郎など)を個別に検討し、そこでの課題が司法解釈の場合と異なることを確認した。その上で、行政解釈方法論の固有の構成の可能性として制度論と行政統制論の観点も加味し、具体的な方法論として、主観的解釈を原則としつつ客観的解釈に移行する場合の説明責任を政治部門に課すとの試案を、近年の法解釈方法論の議論を参照しつつ示した。

具体的には、行政解釈方法論としては、(1)まず制度論の視点から、立法過程に深くコミットする行政機関は、裁判官以上に立法資料の搜索に忙殺されることもないため、歴史的解釈が推奨できる。(2)次に行政統制論からも、行政の中立性と専門性を実現すべく、政治による行政統制の限界の設定を課題とするならば、歴史的解釈は、政治部門からの介入に対し行政機関による一応の客観的対抗を可能にする点で推奨されるべき行政解釈方法論と言える。

そこで仮の試論として、行政解釈ではまず、立法者が制定法成立時に意図していた意味内容を探求するという視点から文理解釈及び目的論的解釈により法文の意味の解明し、その結果、複数の解釈が成立する場合には更に立法資料も探求して法文の意味を確定する。しかし、上記作業により立法者意思が不明の場合、あるいは立法者意思が明確だとしても現時点では不適切な結果が予想される場合には、文理の範囲内で、現在の視点に立った目的論的解釈により法文の意味を確定する。なお、行政機関が現在の観点から解釈をせざるを得ないとしても当然それは自由ではなく、立法者意思から逸脱すべき正当性、及び選択した解釈の合理性の説明が求められる。この場面において現在の政治部門が行政機関に適切に政治的統制を及ぼし、行政機関の民主的答責性を果たさせることが期待される。このように「目的論的解釈と歴史的解釈の具体的な接続の方法」を模索することで、全体として行政機関の行政解釈の民主的正統性が確保され得る、と結論づけるに至った。

以上の、行政解釈方法論には、裁判所の行政法解釈方法論を検討する実験の場を提供する意義も見出し得る点に、大きな研究上の成果がある。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 福永実	4. 巻 2021-1
2. 論文標題 制定法解釈方法論のための方法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 64-68
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 福永実	4. 巻 44(1)
2. 論文標題 アメリカにおける行政解釈方法論(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 296-265
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/49785	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 福永実	4. 巻 44(2)
2. 論文標題 アメリカにおける行政解釈方法論(2・完)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 広島法学	6. 最初と最後の頁 210-177
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15027/50413	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 福永実	4. 巻 2405
2. 論文標題 被爆者援護法に基づく被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分の取消しを求める訴訟並びに同取消しに加えて被爆者健康手帳の交付の義務付けを求める訴訟につき、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合における訴訟承継の成否（最判平成29年12月18日民集71巻10号2364頁）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 福永実
2. 発表標題 金融商品取引法64条の5第1項に基づく外務員登録取消処分の取消訴訟と当該労務員の原告適格
3. 学会等名 行政判例研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 宇賀克也, 福永実ほか	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 176
3. 書名 行政法研究 第38号	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------